

## 分類マップ・防災備蓄収納カードトレーナーに係る覚書

一般社団法人 防災備蓄収納プランナー協会(以下「甲」という)と  
(氏名) \_\_\_\_\_ (社名・屋号) \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、講座実施および更新に関して、次の通り覚書を結ぶ。  
なお、以下の価格については全て本体価格(消費税等抜き)である。

### (個人受講料)

第1条 乙が徴収する個人受講料等については、以下の通りとする。

- ① 個人受講料 7,000 円
- ② 教材一式 5,000 円
- 合計 12,000 円

### (同席家族受講料)

第2条 乙が徴収する同席家族受講料等については、以下の通りとする。

- ① 大人(中学卒業生以上の年齢)7,000 円
- ② 受講日現在中学生 3,000 円
- ③ 受講日現在小学生 2,000 円
- (ア) ①②③は教材の配布をしない料金となる
- (イ) ①が教材を希望する場合は第1条の個人受講料となる

### (団体受講料)

第3条 団体受講は受付けない

### (カルチャーセンター主催の講座講師料)

第4条 カルチャーセンターについては、主催者規定の通りとする。

### (協会登録料手数料の支払い)

第5条 甲への支払いは、大人受講者(一人当たり1,000 円)を、乙の講座開催の翌月末までに甲指定の銀行口座に支払う。

### (教材等の購入)

第6条 教材一式は、甲より以下の通り購入する。

- ① テキスト込み 単価 4,000 円
- ② 届け先を指定することが出来る

送料は乙が別途負担する

教材等の購入費用は、発注月の翌月末までに甲指定の銀行口座に支払う。

(禁止事項)

第7条 乙は、以下の行為を行わない。

- ① 公式講座のために貸与するパワーポイントなどのデータの改変及び本講座以外の目的での使用。ただし、タイムスケジュールについては改変を許可する。
- ② 本講座のために貸与する講師要綱のデータの改変及び本講座以外の目的での使用。本講座受講者への配布。

(更新)

第8条

- ① 約款第20条通りとする。
- ② 乙から甲へ資格有効期限の3か月前までに更新しない旨の連絡を行わない場合は自動更新となり、甲は乙へ更新料の請求を行い、乙は資格有効期限の1ヶ月前までに支払うこと。
- ③ 乙は資格有効期限の3か月前から9か月後以内に甲が指定する日時の更新研修に参加すること。  
例:資格有効期限2022年9月30日の場合:2022年6月～2023年6月の間に参加する。  
ただし、新認定証の資格有効期限は現在の有効期限の2年後とする。
- ④ 分類マップ・防災備蓄収納カードトレーナーの更新研修は年1回とする。
- ⑤ 更新料の支払いをした乙に対して甲は、新認定証を資格有効期限の年月に郵送すること。ただし、更新研修に参加しなかった場合、乙は甲へ新認定証を返還すること。この場合、支払い済みの料金の返還を受けることは出来ない。

(更新料)

第9条

- ① 20,000円
- ② 甲が指定する更新研修日に参加できない場合、乙は甲へ以下の追加料金を支払うことで別日に個別で更新研修を受けることができる。  
追加料金 10,000円

(知的財産の削除)

第10条 約款第33条通りとし、乙は有効期限から3か月以内に甲が指定する知的財産廃棄の完了報告書を甲へ郵便で提出することとする。

(その他)

第11条 上記の価格については、物価変動や原材料の変動等により、改定する場合があります。その際は、3ヶ月前に通知を行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都千代田区神田佐久間町1丁目8番4号  
アルテール秋葉原708  
一般社団法人 防災備蓄収納プランナー協会  
代表理事 長柴美恵 印

乙 住所  
社名  
氏名 印